

食パラダイス鳥取県推進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、食パラダイス鳥取県推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「食パラダイス鳥取県」へのステージアップを目指し、豊かな食の魅力を磨き上げ、これまで以上に県民に本県の食の豊かさを実感いただくとともに、国内外からの幅広い層の観光客等への情報発信及び食文化の普及、農林水産加工品及び料理の商品開発、農林水産物及び農林水産加工品の販路拡大並びに県産品の利用を推進し、消費者への県内産品の提供を図るとともに、農林水産業者の所得確保や元気な農林水産業者などの活動を助長することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から事業に伴う収入額を控除した額と、補助対象経費（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額以下とする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。
- 4 本補助金の主となる申請者は、原則として県内事業者とする。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始する日の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が

明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額及び補助事業間の経費流用を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合においては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（収益納付）

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

（雑 則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年7月6日から施行するとともに、食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱（平成20年4月11日付第200800004497号鳥取県農林水産部長通知。）は廃止する。ただし、令和5年7月5日までに食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は令和5年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
「食パラダイス鳥取県美味しい郷土料理普及推進事業」 （公社）鳥取県栄養士会が、会員を対象に、鳥取の伝統料理・郷土料理及び旬の料理の普及・伝承を行い、病院、社会福祉施設及び学校等での県産食材の利用促進を図るための次の事業 1 鳥取の伝統料理及び郷土料理の講習会の開催 2 旬の県産食材を使用した料理開発 3 その他目的達成に必要な事業	（公社）鳥取県栄養士会	講師又はアドバイザー謝礼及び旅費、食材費、会場借上料、印刷製本費、消耗品費等	定額	500 千円
「食パラダイス鳥取県調理の技普及推進事業」 （一社）鳥取県日本調理技能士会、（一社）鳥取県調理師連合会、（一社）全日本司厨士協会米子支部及び鳥取県洋菓子協会が、自治会、職場及び学校等を対象に県産食材を多面的に利用した料理の普及を行い家庭での県産食材の利用促進を図るための次の事業 1 調理講習会の開催 2 調理講習会の講師及び受講生による「食パラダイス鳥取県フェスタ」等での発表会 3 その他目的達成に必要な事業	（一社）鳥取県日本調理技能士会、（一社）鳥取県調理師連合会、（一社）全日本司厨士協会米子支部、鳥取県洋菓子協会	講師謝礼及び旅費、発表会参加者報償費及び旅費、食材費、会場借上料、印刷製本費、消耗品費等	定額	500 千円

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
「食パラダイス鳥取県」 マーク活用支援事業」	「鳥取県ふるさと認証食品」に登録された事業者による商品パッケージ等への「鳥取県ふるさと認証食品」ロゴマークの印刷・貼付	鳥取県ふるさと認証食品登録事業者	第1欄中に掲載するいずれかのロゴマークが入ったラベル又はパッケージ等の版下作成経費、ロゴマーク入りシール作成経費	1 / 2 1商品につき50千円を上限とし、申請は1回限りとする。 ただし、第1欄中に掲載するマークを追加する場合においては、この限りではない。
	「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録された事業者による商品パッケージ等への「食パラダイス鳥取県」ロゴマークの印刷・貼付 ※「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録及びロゴ等使用要綱第8条に適合するものに限る。	「食パラダイス鳥取県」アンバサダー登録事業者		
	とっとり県産品「鳥取物がたり」に登録された事業者による商品パッケージ等への「鳥取物がたり」ロゴマークの印刷・貼付	とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者		
	「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールに入賞した事業者による商品パッケージ等への「特産品コンクール」ロゴマークの印刷・貼付	「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール入賞事業者		

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
「県産魚ブランド発信事業」 県産魚のブランド向上を図り、消費拡大を促進するための次の事業 1 漁業体験ツアーの開催 2 水産関係イベントの開催 3 生産者等による県外量販店、イベント等における試食宣伝の実施 4 その他県産魚の消費拡大に向けたPRの実施	鳥取県産魚PR推進協議会	PR資材作成費、広告料、試食品代金、謝金、旅費、運搬費、事務費等	1 / 2	1350 千円
「県産牛肉販売強化支援事業」 県産牛肉販売拡大のためのPRに係る次の事業 1 畜産物関係イベント及び量販店等での畜産物関係イベント等、県産牛肉試食宣伝PRグッズ配布等のキャンペーンの実施 2 その他目的達成に必要な事業	鳥取県牛肉販売協議会	PR資材作成費、試食品代金、会場借上料、広告料等	1 / 2	675 千円

※補助事業実施に係る委託については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度食パラダイス鳥取県推進事業計画（報告）書
－ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 事 業 関 係 －

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

項 目	内 容	補助対象 経 費 (算定基準額) A+B+C	負 担 区 分		
			県 (A)	市町村 (B)	その他 (C)
		円	円	円	円
合計					

（注）1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。

2 事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物を添付すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

（注）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

[]

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれか該当するものに○をしてください。

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

※事業完了年月日とは、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

6 事業実施主体の概要

事業実施主体の概要	名称			
	代表者職・氏名			
	所在地等	〒		
連絡先	職・担当者名			
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度食パラダイス鳥取県推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村補助・負担金					
その他補助・負担金					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類

実績報告書を提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。

また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

職 氏 名

〇〇年度食パラダイス鳥取県推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった食パラダイス鳥取県推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算 定 基 準 額 | 金 | 円 |
| (2) 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、食パラダイス鳥取県推進事業費補助金交付要綱（令和5年7月6日付第202300082184号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者名

〇〇年度食パラダイス鳥取県推進事業仕入控除税額確定報告書

食パラダイス鳥取県推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、食パラダイス鳥取県推進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 | 添付資料 | | |
| | (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| | (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| | (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇％

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法